

派遣元責任者講習テキスト 労働者派遣法（第3版4刷）正誤表

| 頁行 | 正 | 誤 |
|-------------------------|---|---|
| 37頁 8行 | (24ページ参照) | (23ページ参照) |
| 235頁 左段 下から 2行 | <p>(公表等)</p> <p>第49条の2 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者が…(中略)…勧告することができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、派遣先が第40条の2第1項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けており、かつ、当該労働者派遣の役務の提供に係る派遣労働者が当該派遣先に雇用されることを希望している場合において、当該派遣先に対し、第48条第1項の規定により当該派遣労働者を雇い入れるように指導又は助言をしたにもかかわらず、当該派遣先がこれに従わなかつたときは、当該派遣先に対し、当該派遣労働者を雇い入れるように勧告することができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前2項の規定による勧告をした場合</p> | <p>(公表等)</p> <p>第49条の2 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者が…(中略)…勧告することができる。</p> <p>左記下線部2を挿入</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告をした場合</p> |
| 320頁 | <p>17. 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準 平成15年10月22日厚生労働省告示第357号 最終改正：平成24年10月26日厚生労働省告示第551号</p> <p>(雇止めの予告)</p> <p>第1条 使用者は、期間の定めのある労働契約(当該契約を3(雇止めの理由の明示)</p> <p>第2条 前条の場合において、使用者は、労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付しなければならない。</p> <p>2 期間の定めのある労働契約が更新されなかった場合において、</p> <p>(契約期間についての配慮)</p> <p>第3条 使用者は、期間の定めのある労働契約(当該契約を1</p> | <p>17. 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準 平成15年10月22日厚生労働省告示第357号 最終改正：平成20年1月23日厚生労働省告示第12号 (契約締結時の明示事項等)第1条 削除</p> <p>(雇止めの予告)</p> <p>第2条 使用者は、有期労働契約(当該契約を3回以上(雇止めの理由の明示)</p> <p>第3条 前条の場合において、使用者は、労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付しなければならない。</p> <p>2 有期労働契約が更新されなかった場合において、</p> <p>(契約期間についての配慮)</p> <p>第4条 使用者は、有期労働契約(当該契約を1回以上</p> |